

# ニセコ町次世代育成支援対策行動計画策定委員会設置要綱

平成 15 年 11 月 11 日

訓令第 75 号

(設置)

第 1 条 次世代育成支援対策市町村行動計画(以下「行動計画」という。)の策定にあたり、ニセコ町次世代育成支援対策行動計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 基礎調査に関すること。
- (2) 行動計画素案作成に関すること。
- (3) その他行動計画策定に必要な事項に関すること。

(組織)

第 3 条 委員会は、委員長、副委員長、委員をもって組織する。

- 2 委員長は町長をもって充て、副委員長は助役、教育長をもって充てる。
- 3 委員は、別表 1 に掲げる者をもって充てる。
- 4 委員会は、行動計画にかかる審議が終了したときをもって解散する。

(会議)

第 4 条 委員会の会議は、委員長が必要に応じて招集し、委員長が議長となる。

(策定プロジェクトチーム)

第 5 条 委員会は、行動計画の策定にあたりプロジェクトチームを設けることができる。

- 2 プロジェクトチームは、委員長が指名する者をもって組織し、委員会において指示する事項について検討協議を行い、その結果を委員会に報告する。

(事務局)

第 6 条 委員会の事務局は、保健福祉課において処理する。

(委任)

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は委員長が決める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、公布の日から施行する。

別表 1(第 3 条第 3 項関係)

委員	町長、助役、教育長、総務課参事、町民生活課長、建設課長、保育所長、学校教育課長、町民学習課長、保健福祉課長
----	---